

「介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」

沖縄県保健医療介護部高齢者介護課

この指針は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の35第3項の規定により行う介護サービス情報の公表に係る調査（以下「調査」という。）の実施について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の47の2の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

1. 調査対象事業者

調査対象事業者は、次のとおりとする。

(1) 新たに介護サービスの提供を開始する事業者

指定（許可）を受けた翌年度以降2年以内に調査を行う。

但し、外部評価が義務付けされている地域密着型サービス事業者及び福祉サービス第三者評価を実施している事業者については、調査対象外とする。

(2) 自ら希望して調査を申し出た事業者

（別紙）調査申請書により高齢者介護課へ調査を申し出た事業者について調査を行う。調査申請受付期間は、沖縄県が毎年策定する『沖縄県「介護サービス情報の公表」に関する計画』にて定めることとする。

2. 調査手数料

沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例別表25の規定により、1の(2)に記載する事業者は介護サービス情報調査手数料として28,000円を納入するものとする。

附則

この指針は、平成24年4月1日から適用する。

この指針は、平成25年3月26日から適用する。

この指針は、平成26年4月1日から適用する。

この指針は、令和6年4月1日から適用する。

沖縄県介護サービス情報調査申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事 様

所在地

事業者 名称

代表者・職氏名

印

介護保険法第115条の35第1項に規定する報告の内容について、下記により調査を申請します。

記

事業所の名称	
事業所番号	
事業所等の所在地	
事業所連絡先及び 担当者名	TEL FAX 氏名